

ナースのための 判例解説



14

最新の事例から考えるシリーズ① 投薬ミス

つい最近のことです。ある医療事故のニュースが報道されました。報道によると、事例は次のとおりです※。

ある病院で心臓のカテーテル手術を受けた患者さん(当時69歳が、医師と看護師の伝達ミスにより10倍の量(標準使用量の2.5〜5倍)のモルヒネを投与され、死亡しました。

病院によると、通常、心臓カテーテルの手術では10mgのモルヒネを準備していましたが、今回は50mg、準備されていました。手術中、医師Aがモルヒネの投与を看護師Bに指示する際、「モルヒネ2.5ミリ」と伝えたところ、Bは2.5mlと思い込み、25mg(1mlの溶液には10mgのモルヒネが含まれる)を投与しました。

投与前、看護師Bは医師Aに対し「50mgの半分ですね」と確認したとのことですが、Aから返事がなく、そのまま投与しました。Aは聞かれた認識がないと話しています。

なお、モルヒネは手術前日にAとは別の医師が用意したため、Aは多めに用意されていることに気づかなかったそうです。

前回のおさらいと今回のテーマ

前回、過失は、次の2点から判断されるとお伝えしました。

- ① 危険な結果の発生を予見できたか(予見義務)
- ② 危険な結果の発生を回避できたか(結果回避義務)

次に考えるべきことは、どのレベルで予見し、回避措置をとればよいのか、ということですね。例えば、新人看護師の予見できるレベルとベテランの看護師が予見できるレベルは違いますね。ですが、患者さんからすると、対応する看護師によってそのレベルが異なるのは困ります。誰に看護される場合であっても、一定の水準は満たしてもらわなければ困るわけです。この水準を「看護水準」といいます。

看護水準

看護水準は「事故当時に、通常の看護職に一般に知られ、かつ認められている臨床看護における看護知識・技術」のことをいいます。

この看護水準の判断にあたっては、医療機関の性格(専門病院であるか、一般総合病院であるか等)、所在地の医療環境の特性(大学病院か、町の小さな診療所であるか等)等、様々な事情が考慮されます。また、みんなが行っている慣行が必ずしも看護水準ではないことに注意する必要があります。

今回の事例

それでは今回、看護師Bはどのような対応をすべきだったでしょうか。

おそらく、通常の看護師なら、不明瞭な医師の指示についてその内容を確認するでしょう。また、仮に通常の10倍の量の投薬指示があったときには、それに気づき、指摘をするでしょう(これが今回の「看護水準」です)。

したがって、今回のBさんもこの水準は満たすべきであったということになりました。

臨床現場のみなさんへ

今回の事例では、通常より多くモルヒネが準備されていたり、Bさんの問いかけにA医師が気づかないなど、決してBさん個人の問題とだけは言えない事情も多く存在しています。この点は、今後病院として適切な対応をすべきです。

ただ、私たち看護師も、一人の専門職ですから、個人として「看護水準」を満たす行為を行うことを心がけ、日々研鑽しなくてはなりません。みなさんも、日々のお忙しい業務の中でも時にはふと立ち止まり「自分の看護が『看護水準』を満たしているか」考える機会を持っていただけだと思います。



※本稿は、平成29年10月4日時点で報道機関により公になっている情報を前提としています。その後、前提事実に変更があった場合には、判断も変わる可能性がありますので、その点は「了承ください」。

ナースのための 判例解説



最新の事例から考えるシリーズ② 医療機関における暴力について

昨年3月、千葉地方裁判所で、ある判決が出されました。この事件は、私たちと同じ看護職（准看護師A・B）が、精神科に入院中の患者に対し暴行し、けがを負わせ、そのけがを原因とする肺炎により2年後に死亡させた疑いがあるというもの。事件発覚当時、暴行の状況とされる動画が公開され、大きく報道されましたので、覚えていらっしゃる方も多いかと思いますが、検察は、両者の行為を「看護とかけ離れたもの」として、懲役8年（傷害致死罪）を求刑しました。

今回の裁判例から考える

本事実の詳細はわかりませんが、暴力は決して許されるものではありませんが、この看護師らが問題とされる行為に至るまでには報道されていない様々な事情があったのかもしれない。

みなさんの中には、術後不穏やせん妄、精神疾患や認知症など、患者さんから暴行を受けるリスクの高い現場で働かれています。暴言や暴行は、直接身体を傷つけることなく、精神的に大きなストレスを与え、時には職務の遂行を困難にすることもあります。

このストレスは、個人で解消することは困難ですので、医療機関としては、医療者のため、ひいては患者のために、適切な環境整備を行う必要があります。

過去の裁判例

過去には、看護師が入院患者からの暴力により傷害を受けて休職した

事例において、裁判所は、次のように判示しています（東京地裁平成25年2月19日判決）。

○×病棟においては、看護師がせん妄状態、認知症等により不穏な状態にある入院患者から暴行を受けることはごく日常的な事態であり、病院は、看護師が患者からこのような暴行を受け、傷害を負うことについて予見ができた。

したがって、病院としては、そのような不穏な患者による暴力行為があり得ることを前提に、看護師全員に対し、ナースコールが鳴った際、（患者が看護師を呼んでいることのみを想定するのではなく）看護師が患者から暴力を受けている可能性があるということを念頭に置き、自己が担当する部屋からのナースコールでなかったとしても、直ちに応援に駆けつけることを周知徹底すべき注意義務を負っていたというべきである。

臨床現場のみなさんへ

暴言・暴力対策としては、事前発生時・事後と段階的に対策することが重要です。「暴言・暴力は絶対に許さない」という強い姿勢を示したうえで、マニュアル等を作成する事前の対策が重要であることはもちろんですが、疾病などによる影響がある以上、病院において暴力行為を根絶することはできませんので、発生時・事後の対策も重要となります。その際には「個人ではなく組織として対応すること」「必要に応じて毅然とした法的対応を行うこと」「被害者のケアには柔軟に対応すること」を心がけていただければと思います。



ナースのための 判例解説



16

最新の事例から考えるシリーズ③ 選挙違反について

昨年行われた第48回衆議院

選挙において、ある国会議員の秘書が、法律に定められた文書以外の文書を頒布したとして、公職選挙法違反で書類送検されました。私たちも来る選挙において、正しい選挙運動を行う必要がありますので、どのような事例だったのか確認しておくことにしましょう。

こんな事例です

ある国会議員の秘書が、衆議院解散後の9月末から10月上旬にかけて、特定の国会議員への投票を呼び掛けるような文言が含まれた文書(推薦依頼書)を、選挙区内の企業や個人事務所に宛て、メールで送付しました。

この推薦依頼書には、今回の衆議院選挙に関する依頼であると特定できる文言とともに、「〇〇党××支部 支部長△△」との記載がなされていたということです。

何が問題なのでしょう。

【公職選挙法のルール】

公職選挙法は、費用の増加を防ぎ公正な選挙を行うため、選挙運動のための文書図画の使用を原則禁止しています。そして、一定の条件をみたすもののみ、例外的に頒布することが認められているのです。

たとえば、参議院比例代表の場合、選挙のために頒布できる紙媒体の文書図画は、次のとおりです。

	枚数	方法
①ビラ	25万枚まで (選挙管理委員会に届出た2種類以内。証紙が必要)	①新聞折り込み ②選挙事務所内 ③演説会場内、街頭演説の場所
②通常はがき	15万枚	ポストへの直接投函は禁止 指定の郵便局に持ち込むこと
③マニフエスト		選挙事務所内 演説会場内、街頭演説の場所

【本事例の問題点】

本事例で配布された「推薦依頼書」はこの3種のいずれにもあてはまりませんので、選挙運動のために配布することができない文書です。そのような書面が配布されたことが問題となり、警察の捜査の対象となっていました。

【もう一つの問題点】

実は、本件にはもう一つ問題があります。公職選挙法は、公正な選挙のため「事前運動を禁止」しています(公選法129条)。これは、公示の日から投票日の前日以外は、選挙運動を行ってはいけないというものです。

選挙運動とは、簡単に言うと「①特定の選挙に、②特定の人物への、③投票をお願いすること」(3要素)です。

本事例の文書は、その送付された時期から選挙が特定されますし(①)、特定の国会議員への(②)投票を呼び掛けるような文言が含まれていた(③)のことですから、この3要素をみたし、事前運動禁止の観点からも問題がありそうです。

臨床現場のみなさんへ

国会は法律や政策を作る場所です。職場環境の改善や看護の質の向上のため、私たち看護師の意見を代弁する存在である看護の代表を送り出すことはとても大切なことです。

ただ、選挙運動には様々なルールがあり、いくら応援する気持ちが強くても、法律上「できないこと」があります。今回の文書の問題もその一つです。

もっとも、選挙というのは、単に私たちの代表を当選させればよいというものではなく、その後の国会での発言力などを強めるためにも「より多くの票」を獲得して当選させることが重要です。そのためには、法律上「できないこと」をきちんと把握したうえで「それ以外のことはすべて行おう」という気持ちで、大いに応援をしていただければと思います。



ナースのための 判例解説



17

最近の事例から考えるシリーズ④ 地方公務員の選挙運動について

先日、ある県知事選挙にお

いて、県庁内における県職員

(地方公務員)の行為が問題と
なり、選挙管理委員会の指摘
を受けることになりました。

みなさんの中には、地方公務
員の方も多くいらっしゃると思
いますので、どのような事
例だったのか確認しておくこ
とにしましょう。

こんな事例です

ある県職員が、県知事選の
ポスター掲示場以外に張り出
すことができない候補者の法
定ポスターを県庁舎内の掲示
板に掲示してしまいました。



何が問題なのでしょう。

【地方公務員法のルール】

地方公務員法は、地方公務員の政治活
動について、一定の制限を設けています。

◎公務員の政治活動全般について

地方公務員法36条1項は、公務員が
「政治団体等の発起人や代表者になつた
り、勧誘すること」を禁止しています。
この場合の「勧誘」とは、不特定多数を
相手に、組織的・計画的に決意を促すも
のであるといわれています。

したがって、単に自分が団体に入る
ことや会合に出席することは問題あり
ません。また、個々や少数の相手なら
入会を勧めても構わないということに
なります。

◎公務員の選挙等における政治活動に ついて

地方公務員法36条2項は、公務員が
以下の行為をすることを禁止していま
す(罰則はなし)。

禁止される行為

- ① 投票勧誘運動の禁止
- ② 署名運動への積極的関与の禁止
- ③ 特定の政党・候補者への寄付金カンパ

で中心的役割を担うことの禁止

- ④ 庁舎などを選挙目的で利用すること
の禁止
- ⑤ その他、条例で定める政治的行為の
禁止

もつとも、地方公務員がこれらの行為
を禁止されるのは、ご自身が勤務する行
政区域においてのみです。

【公職選挙法のルール】

前回お伝えしたとおり、公職選挙法は
選挙運動のための文書図画の使用を原則
禁止しており、選挙運動のために掲示で
きる文書図画(ポスター等)も制限されて
います。また、ポスターを掲示できる場
所も市町村の選挙管理委員会が政令に定
める基準に従い設置した場所(公営の掲示
板)に限られます。

【本事例の問題点】

本事例では、地方公務員である県職員
が、県庁舎内の掲示板(自身の勤務する行
政区域内かつ公営の掲示板以外の掲示板)
に、候補者の法定ポスターを張り出して
いますのでこの2つのルールに違反する可
能性があります。そのため、選挙管理委員
会から指摘を受けたということでしょう。

【公務員についてのもう1つの規制】

実は、公務員の方については、もう1
つ規制があります。それは、公務員がそ
の地位を利用して選挙運動をすることが
できないという規制です(公選法136条
の2)。この点については、以前、公立病
院の看護部長が病院内の看護師ほぼ全員
に対して、候補者の後援会への入会を勧
誘したことが問題になった事案がありま
す。この事案は「看護部長」の立場にある
公務員が「ほぼ全員」を勧誘するという特
殊な事案ですが、特に、職務上影響力の
ある立場にいる公務員の方には、より慎
重な行動が求められます。

臨床現場のみなさんへ

このように地方公務員の方には、通常
の方とは異なる一定の法律上の制限があ
ることは事実です。とはいえ「地方公務
員だから連盟活動が何もできない」とい
うのは正しい理解ではありません。

地方公務員でも自身が連盟活動を行っ
たり、後援会に入ったりすることはでき
ますし、行政区域外では一定の政治活動
もできます。どうか法律を正しく理解し、
より多くの人を連盟活動にお誘いいた
だければと思います。

ナースのための 判例解説



政治活動と選挙運動

みなさん、区別はついていますか？

国会議員を国政に送り出すために重要な活動には2つあります。日ごろの

「政治活動」と選挙期間の「選挙運動」です。それぞれの期間で、できること、できないこと、が違ってくるので、きちんと区別がつくようにしておきましょう。

政治活動とは？

政治活動とは、政治上の目的をもって行われるいっさいの活動から、選挙運動にわたる行為を除いたものです。「広義の政治活動マイナス選挙運動＝狭義の政治活動」ということです。

そうしますと、今、まさにこの時期は、選挙運動期間ではありませんので、政治活動期間ということになります。

選挙運動とは？

選挙運動とは、①特定の選挙に、②特定の候補者の当選をはかることを目的に、③投票行為を勧めることです。みなさんのなかでは、よく3点セットといわれるかもしれませんが、この3点セットを行うことができるのが、選挙運動なのです。

それでは、選挙運動ができるのは(選

挙運動期間)、いつからいつまででしょう。それは、「公示日」といわれる

立候補の届出が行われる日から、「投票日の前日」までとなります。この期間には、衆議院選挙では12日間、参議院選挙では17日間しかありません。

政治活動期間にできること、できないこと

お話ししてきたとおり、選挙運動期間は、選挙の投票日前日までの十数日間しかありませんから、ほとんどの期間が政治活動期間となります。

よって、この期間に、できること、できないことをしっかりと確認しておく必要があります。

【政治活動期間にできること】

選挙運動以外のことがすべてできます

- ・ 連盟や候補予定者の後援会に入会すること
- ・ 同僚・知人に入会を勧めること
- ・ 研修会に参加すること
- ・ 研修会参加の報告をすること
- ・ イベントの手伝いをする
- ・ 看護と政治について仲間と話し合

うこと

【政治活動期間にできないこと】

選挙運動ができない(事前運動の禁止)

- ・ やってはいけないこと
- ↓ 特定の候補者への投票をお願いすること
- ・ 3要素

- ① 特定の選挙に「次の参議院選挙で」
- ② 特定の人物への「●●さんに」
- ③ 投票を依頼「ぜひ投票してね」

臨床現場のみなさんへ

選挙運動期間に入れば、選挙運動ができるようになりますので、電話やインターネットを使って直接投票の依頼などができます。これはとても効果的です。

ただ、選挙運動ができる期間はとても短期間ですから、それまでの間に、多くの仲間を作っておく必要があります。そのために重要なのが、日頃の政治活動です。自ら候補者の後援会に入会するだけでなく、一緒に支援する仲

間を増やしていくこと、人の輪を広げておくこと、それが選挙では大きな成果につながります。

繰り返になりますが、政治活動期間にできないことは「①特定の選挙で②特定の候補者への③投票を依頼すること」です。政治活動として、看護師出身の国会議員の活動を紹介したり、私たちにとってより良い政策を実現するために法律を作る国会議員の力が不可欠であることを伝えたり、その国会議員とともに応援しようと呼ぶことは、何の問題もありません。

みなさんもうか正しい理解のもと、積極的に日頃の政治活動に取り組んでいただければと思います。



ナースのための 判例解説



19

ネット選挙を活用しましょう！

今回は、選挙について学ぶ最終回です。テーマは「ネット選挙」。ネット選挙というと、ネットで投票ができる制度のようにも思えますが、今の日本ではまだそれはできません。ここでもうネット選挙とは、インターネットを利用した選挙運動のことです。平成25年に解禁された比較的新しい制度です

から、まだなじみのない方もいらっしゃるかもしれません。ただ、その効果はとても大きいものですので、どのようなことができるのか、できないのか学んでおきましょう！

ネット選挙でできること

ネット選挙解禁により、みなさんは、ウェブサイトを

利用した選挙運動ができるようになります。例えば、ホームページ、ブログ、Facebook、TwitterなどのSNS、YouTubeなどの動画共有サービスを使って、選挙運動ができます。

ネット選挙でできないこと

① 電子メールを利用した選挙運動（二番重要！）

電子メールを利用した選挙運動ができるのは、候補者、政党などだけでなく、私たち有権者はできません。ただ、ここで「電子メール」といわれるのは、SMTP方式と電話番号方式のみです。FacebookやLINEなどで、ユーザー間で直接やりとりするメッセージ機能はこれに含まれません。

よって、FacebookやLINEなどをうまく活用して、支援の輪を広げましょう！

② 匿名の掲示板での選挙運動

ウェブサイトを

ほか、返信用フォームにリンクしているアドレス(URL)、TwitterやFacebookのユーザー名など、書き込んだ人に直接連絡が取れるものであれば足りません。

他方で、インターネットの掲示板などにハンドルネームで書き込むなど、書き込んだ人に直接連絡が取れない方法での選挙運動はできません。

③ 選挙当日の更新

前回お話ししたとおり、選挙当日は、選挙運動期間には含まれませんので、新たな更新をすることはできません。投票日前日の23時59分まで精いっぱい活動して、あとは状況を見守りましょう。

臨床現場のみなさんへ

ネット選挙は誰でもできる選挙運動です。そして、その効果はとても大きいものです。

そのため、できる限り、ネット選挙の担当者などを配置して、この制度をうまく活用していただければと思います。

ウェブや電子メールを利用した選挙活動



	〇〇さんに投票を！	〇月〇日〇〇さん演説会！	〇〇政策ってダメだよ	〇月〇日は参議院選挙！
公示前				
投票依頼				
候補者演説会告知				
政策批判				
投票促進				
公示後				
ウェブ・SNS				
電子メール				
電話				

竹内彰志弁護士が作成したものに加筆

つまり、ブログやSNSで、①特定の選挙に、②特定の人物への、③投票の依頼ができるのです（もちろん選挙運動期間だけです）。

ちなみに、拡散力が一番高いとされているのは、Twitterです。

ナースのための 判例解説



20

誤嚥の責任は誰にある？

先日、長野県の特別養護老人ホームで入所者の女性A（当時85才）がおやつ
のドーナツをのどにつまらせて死亡し
た事案で、准看護師が有罪（業務上過
失致死傷罪、罰金20万円）となったニ
ユースが大きく報道されました（長野
地方裁判所松本支部平成31年3月25日
判決）。皆さんのまわりにも誤嚥のリ
スクを抱えた患者さんが多くいらっし
やることでしょう。裁判所がどのよう
な判断で「有罪」という結論を導いた
のか、少し見ておきましょう。

こんな事例です

ある日、准看護師が、食堂で利用者
Aさんにおやつ（ドーナツ）を配膳しま
した。その後、准看護師は、食事の全
介助が必要な利用者Bの介助のためB
さんとAさんの間に座り、Aさんに背
を向ける形でBさんにゼリーを食べさ
せました。そして、その介助中、Aさ
んがドーナツをのどに詰まらせ意識を
消失し、1か月後に死亡しました。

ちなみに、Aさんのおやつは、事故
発生日の6日前に、キザミとろみ対応
のもの（ゼリー系）へ変更されていまし
たが（この変更については12月5日付

申し送り・利用者チェック表、看介護
記録に記載がありました。同日、准
看護師はお休みでした。准看護師は
これに気づかずドーナツを提供してい
ました。

検察官の主張

本件で、検察官は、准看護師には、
①Aには口にものをつめこむ癖があ
ったのに、他の利用者に気を取られ
Aへの十分な注意を怠った過失、②窒
息などに備えておやつがゼリーに変更
されていたのに、その確認を怠った過
失があると主張しました。

裁判所の判断

「准看護師には過失がある」→有罪

裁判所は、検察官の主張のうち、准
看護師には①の過失はないが、②の過
失があると判断しました。それぞれに
ついて裁判所の判断を見ていきましょ
う。

【過失①について】

Aには、嚥下障害はないものの、
認知症等の影響で食物を小分けにす
ることなく丸飲みにしてしまう傾向
があり、食事中の動向に注意すべき

対象ではあった。しかしながら、実
際の食事等の場面において、誤嚥な
ど窒息の危険が高いといえるような
事態は生じておらず、准看護師が、
他の利用者比べてAを特別注視し
なければならぬ存在であると認識
することは困難であった。

そうすると、Bの間食の全介助を
していた准看護師がAの窒息に気づ
かなかつたとしても、そのこと自体
に過失は認められない。

【過失②について】

介護士から看護師への日々の申し
送りは、申し送り・利用者チェック
表に基づいて行われており、この記
載内容は、准看護師において把握し
ていてしかるべきものといえ、少な
くとも、同資料については、准看護
師において勤務に当たるときに確認を
求められていたというべきであり、
その義務が認められる。そして、A
に対する間食形態の変更は、申し送
り・利用者チェック表に記載されて
おり、これを確認していれば、准看護
師は間食形態の変更を知り得た。
准看護師にはこの義務を怠った過
失がある。

臨床現場のみなさんへ

誌面の関係でご紹介できませんが、
それぞれについて弁護側からは詳細
な反論が出されています。現場の業
務は裁判所が考えるほど、整理され
ているわけではなく、看護師にどこ
までの注意義務がかかるべきなの
か、難しいところです。この事件は、
控訴され、高等裁判所で審理が続ぎ
ますので、どうぞ皆さん、経過を見
守っていただければと思います。

